

林野火災に**注意**して下さい！！

林野火災予防のための新たな取り組み

林野火災が多発する（1月～5月）に、林野火災注意報・警報を発令します。

○林野火災**注意報**とは・・・屋外での火の使用を制限します。

(1) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下

(2) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表

※気象予報より、降雨・積雪が見込まれる時は、発表しない場合があります。

○林野火災**警報**とは・・・屋外での火の使用を禁止します。

林野火災注意報が発令中の5日目以降に、強風注意報が発令された場合など、気象状況を考慮して発令します。

※ 消防の指導に従わなかった場合など、**罰則**が定められています。

○たき火の届出について・・・

たき火（屋外焼却行為）等、火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為を行う場合は、新宮市火災予防条例によりあらかじめ届出が必要です。

北山村は新宮市に消防業務を委託している為同様に届出をしていただきます。

★たき火に該当する行為は、**少量でも必ず届出してください。**

※この届出は、消防が焼却する行為を把握し、防火指導を行うためのもので、**たき火等を許可するものではありません。**

たき火に該当すると考えるケース



たき火に該当しないと考えるケース



(裏面も読んでください)

【お問合せ】北山村役場総務課 TEL : 0735-49-2331

揚煙行為の届出について

届出に関する手続きについては、**役場総務課**で受付します。詳細については、届出を行うときに説明させていただきます。

提出する書類は、2枚です。(用紙は、総務課で用意しています。)

★届出については、**役場開庁日の業務時間内**にお願いいたします。

注意報や警報発令時に、たき火等の野焼きを発見した場合は、届出の有無を確認した上で指導または新宮市消防署に連絡するなどの対応を取ることがあります。

1. 揚煙行為に関する留意事項
2. 火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為の届出書

届け出に必要な様式

様式第8号(第8条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書

年 月 日

(あて先)
新宮市消防長

届出者
住 所
(電話)
氏 名

発生予定日時	
発生場所	
燃焼物品名及び数量	
目的	
その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

届出時の留意事項

揚煙行為に関する留意事項

各 位

熊野川消防出張所

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する恐れのある行為及びその他の揚煙行為の実施に際し、下記の留意事項を遵守してください。
なお、本文書は揚煙行為を許可するものではなく、あくまで届出を受理したことを証するものです。

記

- 1 火災警報、林野火災警報が発令されている場合は、屋外での焼却は行わないこと。
- 2 気象状況が悪い場合(乾燥注意報、強風注意報、林野火災注意報など)は、屋外での焼却は控え、消防署から焼却中止の指導があったときは、ただちに焼却を中止すること。
- 3 焼却中は監視人をおき、絶対に現場を離れないこと。
- 4 消火器具(水道ホース・水バケツ・消火器等)は必ず準備すること。
- 5 少量ずつ焼却し、火の粉の飛散には十分注意すること。
- 6 焼却時間は、原則として日の出から日没までとし、焼却後は、完全に消火すること。
- 7 届出事項に変更のある場合は、速やかに消防署へ連絡すること。
- 8 付近住民から苦情等の通報があった場合は、消防署若しくはその他関係機関の指導に従うこと。

上記の『揚煙行為に関する留意事項』に同意し、遵守します。

年 月 日

届出者署名 _____

連絡先：新宮市消防署 熊野川消防出張所 電話0735-44-0119